平成３０年（フ）第１５３号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目20番23号　ユ・ハイツ東難波203号
債務者　竹中　香織（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１８１号
兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目34番16号
債務者　関本　友希
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１９１号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目11番36号　フラットタカニ　204
債務者　篠原　洋一
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２６号
鳥取県米子市今在家340番地16、前住所鳥取県東伯郡琴浦町大字出上234番地７
債務者　近藤　ユリ
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第３５号
鳥取県米子市観音寺新町２丁目４番11号203号
債務者　木村　麻衣
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第１０８号
岡山市南区福田1020番地４　コーポハピネスＡ201号、旧住所岡山県倉敷市児島田の口４丁目17番13号
債務者　山脇　敬子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５０号
広島県福山市神辺町字道上601番地１
債務者　水野　藍子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第１２号
徳島県阿南市横見町願能地東126番地６
債務者　藤川　永志
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成３０年（フ）第１３号
徳島県阿南市橘町幸野24番地１　市営橘団地１号棟114号室
債務者　林　由里子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成３０年（フ）第７９号
愛媛県松山市吉藤４丁目２番17号　潮見団地７棟735号
債務者　阿蘇谷真奈美
1　決定年月日時　平成30年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２４号
福岡県飯塚市幸袋570番地１　セルシオハイツ幸袋505号（前住所　福岡県飯塚市相田181番地269）
債務者　近藤　千穂
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第８０号
大分市大字迫303番地の１
債務者　吉野　麻衣（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１１６号
大分市日吉町５番１号（シティハイツ山上201）
債務者　上野　友也
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第８８号
宮崎市千草町２番16号　ヴェレッザ102号
債務者　穴山　マミ
1　決定年月日時　平成30年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４９号
宮崎県都城市山之口町花木2313番地１　山角貸家６号
債務者　重永麻寿香
1　決定年月日時　平成30年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第６０号
宮崎県延岡市中島町２丁目146番地　村木アパート　102
債務者　植田　安光
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第６３号
宮崎県延岡市大貫町３丁目1163番地３　安藤アパート　2
債務者　佐藤　一樹
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　宮崎地方裁判所延岡支部